

令和 2 年 3 月 23 日

令和元年度包括外部監査結果報告書（概要版）

長崎市包括外部監査人 弁護士 川 添 志

令和元年度の包括外部監査を終了しましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選択したテーマと監査対象

(1) 監査のテーマ

農林水産業の振興施策に関する事務の執行

(2) 選定理由

長崎市の農業は、農地の大半が急傾斜の山腹に階段状に展開し、平坦地が少ないという地理的に厳しい条件の中、生産量日本一の「びわ」、平成 24 年度全国和牛能力共進会で優秀な成績を取めた「長崎和牛・出島ばらいろ」をはじめ、豊富な種類の農産物が生産されている。また、水産業は、多種多様な漁業、養殖業、水産加工業が営まれる全国屈指の水産都市の重要な基幹産業として、地元経済や市民生活の安定に大きな役割を果たしている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、高齢化や後継者不足による担い手の減少、国際競争による価格低下等による経営の圧迫他、多くの課題を抱えるようになって久しく、長崎市もまた同様である。とりわけ人口流出率が全国ワースト 1 位と取り沙汰されるほどに人口減少の顕著な長崎市においては、豊かな自然条件を活用した第一次産業が雇用の受け皿として機能するとともに、第一次産業従事者の所得増加は重要な課題といえる。

長崎市では、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間のまちづくりの指針となる「長崎市第四次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」を将来都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」を基本姿勢に、現在は「後期基本計画」のもと、農業分野においては「農林業に新しい活力を生み出します」を、水産分野においては「水産業で長崎の強みを活かします」をそれぞれ基本施策として、具体的な施策展開が図られている。

「長崎市第四次総合計画」が終盤を迎えるなか、過去に監査テーマとして取り上げられていない農林水産業の振興にかかる事務について、法令等に対する合规性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有意義であると判断し、監査のテーマ（特定の事件）として選定した。

(3) 監査の対象期間

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成29年度以前及び平成31年度（令和元年度）の執行分を含む。

(4) 監査の実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月23日まで

(5) 監査実施者

包括外部監査人（弁護士）、監査補助者（弁護士2名、公認会計士2名）

2. 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

ア 農林水産業の施策に関する財務事務の執行及び事業の管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理、実施されているか。

イ 農林水産業の施策に関する財務事務の執行及び事業の管理が、（特に現状の財務状況の観点から）経済性、効率性及び有効性の観点から適切に実施されているか。

合规性	地方自治法等法令に違反していないか
経済性	無駄なコストがかかっていないか
有効性	目的とした成果をあげているか
効率性	より成果の出る方法はないか

(2) 主な監査手続

ア 監査対象事業の選定

平成30年度の農林水産業に係る事業のうち、長崎市第四次総合計画〔後期基本計画〕に定められている「まちづくり方針C」の基本施策「C5～C7」を前提に、同計画の実施計画（平成30年度～平成32年度（令和2年度））に示された基本施策・個別施策・取組方針に記載されてある「主要事業」を対象とする。ただし、監査委員監査と重複する事業や監査対象年度に特段予算計上されていない事業、出先機関を事業主体とする事業等は除く。

イ 監査対象事業の概要把握

- ① 基本的な情報として、関連する農林水産業関連の法令、規則等の概要を入手、理解する。
- ② 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握する。
- ③ 市の策定した「長崎市第四次総合計画〔後期基本計画〕」、「同・実施計画」、「長崎市農業振興計画〔後期計画〕」、「第3次長崎市水産振興計画」等を閲覧し、市の農林水産業にかかる方針・課題・重点事業等を把握する。
- ④ 監査対象事業についての事業説明資料を閲覧する。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握する。

ウ 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等の整合性・合規性を検証
- ② 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証
- ③ 支出にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証
- ④ 事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証
- ⑤ 担当者への質問及び事業概要表等の閲覧により、事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証
- ⑥ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているか、効率的かという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施
- ⑦ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金交付要綱、協定書等との整合性を確認

エ 現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察するとともに、現場担当者に事業の概況について意見聴取を実施。

【監査対象事業】

まちづくりの方針 C 私たちは「活力に満ち、発展し続けるまち」をめざします

基本施策	個別施策	取組方針	番号	事業名称
C5 農林業に新しい 活力を生み出します	C5-1 地域ブランドの 育成を推進します	1 地域ブランドの生産拡大	1	農業振興資金預託金
			2	長崎びわ産地活性化推進協議会負担金
			3	長崎びわ産地振興対策事業費補助金
			4	農業振興施設整備事業費補助金 (長崎びわ産地再生施設)
			5	森林整備地域活動支援交付金事業費
			6	<再掲: C5-3-4> ながさき森林づくり担い手対策事業費補助金
		2 地域特産の農産物の 生産基盤の充実	7	水仙栽培推進事業費補助金
			8	長浦西瓜振興事業費補助金
	C5-2 意欲ある農林業者 の育成確保を 図ります	1 人・農地プランの実現	9	農業振興計画推進費
			10	経営所得安定対策推進費
			11	みかん農家負担軽減事業費補助金
			12	長崎びわ災害リスク管理支援費補助金
			13	農業振興施設整備事業費補助金 (担い手農家支援施設)
			14	長崎市家畜診療協議会負担金
		2 地域農林業の リーダー育成	15	長崎市地産地消振興公社運営費補助金
			16	栽培技術指導支援事業費
			17	農業経営改善支援体制整備費
			18	農業次世代人材投資資金交付金事業費
			19	青壮年新規就農給付金事業費
			20	農業金融対策事業
			21	農業資金債務保証料補助金
			22	長崎市農業振興会補助金
			23	長崎市認定農業者連絡協議会補助金
			24	農業振興施設整備事業費補助金 (農業新規参入促進施設)
	3 農村地域の資源を 活かした地域づくり	25	特定法人農地貸付推進費	
		26	環境保全型農業推進費	
	C5-3 安心して農林業を 営む環境づくりを 進めます	1 有害鳥獣対策による 農作物被害の防止	27	有害鳥獣対策費
			28	森林緩衝帯整備費
		2 農地の有効活用と 地域産材の利用促進	29	中山間地域等振興推進費
			30	多面的機能推進費
3		31	農業用施設整備事業費(用水施設)	
4 林業経営の支援		6	<再掲: C5-1-1> ながさき森林づくり担い手対策事業費補助金	

基本施策	個別施策	取組方針	番号	事業名称
C6 水産業で長崎の強みを活かします	C6-1 安定した水産資源の管理・回復を図ります	1 水産基盤の総合的・計画的な整備	32	水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全
			33	農山漁村地域整備交付金事業費 (戸石漁港護岸改良・島の前地区)
			34	農山漁村地域整備交付金事業費 (為石漁港海岸保全施設整備)
			35	農山漁村地域整備交付金事業費 (海岸堤防等老朽化対策)
			36	浜の活力再生交付金事業費(水産業強化支援)
			37	水産センター施設整備事業費 (水産センター・牧島)
			38	水産多面的機能発揮対策支援費
		39	沿岸漁場藻場環境調査費	
		40	水産種苗放流等事業費負担金・補助金	
		41	悪質密漁監視事業費補助金	
		42	海底浄化推進事業費負担金・補助金	
		43	水産種苗生産費	
		44	高島水産種苗生産費	
		45	水産技術試験研究費<再掲:C6-2-2>	
	C6-2 やる気、収益性アップの経営体づくりを進めます	1 安定した収益性の高い水産業経営の実現	46	長崎魚市場協会負担金
			47	離島漁業再生支援交付金事業費
			48	新規漁業就業促進費
			49	漁業近代化資金利子補給補助金
			50	漁業経営改善支援資金利子補給補助金
			51	長崎県沿岸漁業等振興資金利子補給補助金
			52	漁業資金債務保証料補助金
			53	野母崎三和漁協組織再編対策資金 利子補給補助金
			54	西彼南部漁業協同組合運営費補助金
			55	長崎県漁業無線協会運営費補助金
			56	漁業協同組合あり方検討推進費
			57	新水産業収益性向上・活性化支援
			2 収益性の高い養殖業の振興	58
		45		<再掲:C6-1-2> 水産技術試験研究費
	3 水産物の付加価値を高める水産加工業の振興	59	<再掲:C7-1-1> 長崎県水産加工振興祭共催費負担金	

基本施策	個別施策	取組方針	番号	事業名称
C7 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します	C7-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります	1 地元農水産物の消費拡大の推進	60	<再掲:C7-2-2> 「長崎和牛・出島ばらいろ」ブランド強化費
			61	<再掲:C7-2-2> 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費
			62	旬の魚イベント拡大支援費
			63	ながさきの「食」推進費 <再掲:C7-2-1, C7-3-1>
			64	ながさき突り・恵みの感謝祭共催費負担金
			65	農村交流事業補助金
			66	道の駅夕陽が丘そとめ運営費
			67	水産物首都圏展示商談会支援費
			69	<再掲:C6-2-3> 長崎県水産加工振興祭共催費負担金
	C7-2 長崎ならではの食材や食文化の魅力を発信します	1 長崎ならではの食材や食文化の情報発信	63	ながさきの「食」推進費 <再掲:C7-1-1, C7-3-1>
			61	<再掲:C7-1-1> 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費
		2 重点品目の情報発信	60	<再掲:C7-1-1> 「長崎和牛・出島ばらいろ」ブランド強化費
	C7-3 食育体験を推進し、食に対する意識の醸成を図ります	1 食育体験の推進	63	ながさきの「食」推進費 <再掲:C7-1-1, C7-2-1>
			70	グリーンツーリズム推進費

3. 報告書の構成

第1章 監査の概要

第2章 監査対象の概要（基本的事項）

第3章 監査の結果【総論】

第4章 監査の結果【各論】

4. 報告書の要約

概要版では、報告書のうち特に重要と考えられる項目のみを抜粋して、以下記載する。

第3章 監査の結果【総論】

3. 監査結果の概要

(1) 指摘及び意見の件数

指摘及び意見の件数は、以下のとおりである。

指摘：32件
意見：56件

(2) 各事業別の指摘及び意見の内容

今回の包括外部監査で検証した結果、監査対象の事業ごとに導き出した指摘・意見の件数及び主な理由は、次の表のとおりである。

【指摘・意見の件数及び理由】

基本 施策	個別施策	取組方針	番号	事業名	指摘		意見		
					件数	理由	件数	理由	
C 5 農 林 業 に 新 し い 活 力 を 生 み 出 し ま す	C5-1 地域ブランドの育 成を推進します	1 地域ブランドの 生産拡大	1	農業振興資金預託金	0		0		
			2	長崎びわ産地活性化推進協議会 負担金	0		1	①成果指標の設定なし	
			3	長崎びわ産地振興対策事業費 補助金	2	①補助金交付要綱の 不存在 ②消費税の取扱い	1	①成果指標の設定なし	
			4	農業振興施設整備事業費補助金 (長崎びわ産地再生施設)	2	①補助金交付要綱の 不存在 ②消費税の取扱い	1	①予算決算の乖離	
			5	森林整備地域活動支援交付金 事業費	0		0		
			6	<再掲:C5-3-4> ながさき森林づくり担い手対策 事業費補助金	0		0		
		7	水仙栽培推進事業費補助金	1	①消費税の取扱い	2	①予算決算の乖離 ②成果指標の設定なし		
		8	長浦西瓜振興事業費補助金	1	①消費税の取扱い	1	①補助金交付に対する 検証		
	C5-2 意欲ある農林業 者の育成確保を 図ります	1 人・農地プランの 実現		9	農業振興計画推進費	0		1	①成果指標の設定なし
				10	経営所得安定対策推進費	1	①補助金交付要綱の 不存在	1	①成果指標の設定なし
				11	みかん農家負担軽減事業費 補助金	0		0	
				12	長崎びわ災害リスク管理支援費 補助金	1	①補助金交付要綱の 不存在	0	
				13	農業振興施設整備事業費補助金 (担い手農家支援施設)	1	①消費税の取扱い	0	
		2 地域農林業の リーダー育成		14	長崎市家畜診療協議会負担金	0		1	①成果指標の設定なし
				15	長崎市地産地消振興公社運営費 補助金	1	①補助金交付要綱の 不存在	4	①研修対象者の検討等 ②地域内連携の創意工夫 ③補助金額に変動がない 場合の検討 ④適時適切な申請の履践
				16	栽培技術指導支援事業費	0		2	①成果指標の設定なし ②拠出金が課税対象に ある可能性
				17	農業経営改善支援体制整備費	1	①補助金交付要綱の 不存在	1	①成果指標の設定なし
				18	農業次世代人材投資資金交付金 事業費	0		0	
				19	青壮年新規就農給付金事業費	0		0	
				20	農業金融対策事業	1	①補助金交付要綱の 不存在	0	
				21	農業資金債務保証料補助金	0		0	
				22	長崎市農業振興会補助金	2	①補助金交付要綱の 不存在 ②暴排誓約書の取付け 不備	1	①対象経費の明確化の 必要性
	3 農村地域の資源 を活かした地域 づくり		23	長崎市認定農業者連絡協議会 補助金	2	①補助金交付要綱の 不存在 ②暴排誓約書の取付け 不備	1	①役員手当支給根拠の 制定	
			24	農業振興施設整備事業費補助金 (農業新規参入促進施設)	1	①消費税の取扱い	1	①報告書への記載不足	
			25	特定法人農地貸付推進費	0		0		
			26	環境保全型農業推進費	2	①補助金交付要綱の 不存在 ②消費税の取扱い	1	①交付主体である自覚	
			27	有害鳥獣対策費	1	①補助金交付要綱の 不存在	4	①担い手確保に向けた取 組み ②捕獲後の鳥獣の活用 ③生活環境被害防止に向 けた成果指標の検討 ④違法捕獲防止に向けた 情報発信	
	C5-3 安心して農林業 を営む環境づくり を進めます	1 有害鳥獣対策に よる農作物被害 の防止		28	森林緩衝帯整備費	0		0	
				29	中山間地域等振興推進費	1	①補助金交付要綱の 不存在	2	①交付主体である自覚 ②活動違反発覚時の対応
				30	多面的機能推進費	1	①補助金交付要綱の 不存在	1	①交付主体である自覚
				31	農業用施設整備事業費(用水施 設)	0		0	
C5-1 地域ブランドの育 成を推進します	4 林業経営の 支援		6	<再掲:C5-1-1> ながさき森林づくり担い手対策 事業費補助金	-	-	-	-	

基本 施策	個別施策	取組方針	番号	事業名	指摘		意見	
					件数	理由	件数	理由
C 6 水産業で長崎の強みを活かします	C6-1 安定した水産資源の管理・回復を図ります	1 水産基盤の総合的・計画的な整備	32	水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全	0		2	①成果指標の設定なし ②所管課の記載
			33	農山漁村地域整備交付金事業費 (戸石漁港護岸改良・島の前地区)	0		0	
			34	農山漁村地域整備交付金事業費 (為石漁港海岸保全施設整備)	0		0	
			35	農山漁村地域整備交付金事業費 (海岸堤防等老朽化対策)	0		1	①不正確な記載事項
			36	浜の活力再生交付金事業費 (水産業強化支援)	0		0	
			37	水産センター施設整備事業費 (水産センター・牧島)	0		1	①生産効率を考慮した修繕の必要性の検討
		2 有効な放流事業と適切な水産資源の管理による豊かな里海の再生	38	水産多面的機能発揮対策支援費	0		0	
			39	沿岸漁場藻場環境調査費	0		3	①成果指標の設定なし ②事業委託業者の選定方法 ③事業実施内容
			40	水産種苗放流等事業費負担金・補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	1	①成果指標の設定なし
			41	悪質密漁監視事業費補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	0	
			42	海底浄化推進事業費負担金・補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	1	①成果指標の設定なし
			43	水産種苗生産費	0		0	
			44	高島水産種苗生産費	0		4	①成果指標の設定なし ②生産達成率の検討 ③(株)長崎高島水産センターとの契約内容 ④水産センター高島事業所での種苗生産の必要性
			45	水産技術試験研究費 <再掲:C6-2-2>	0		0	
	C6-2 やる気、収益性アップの経営体づくりを進めます	1 安定した収益性の高い水産業経営の実現	46	長崎魚市場協会負担金	0		1	①変動のない負担金額の検証
			47	離島漁業再生支援交付金事業費	0		1	①成果指標の設定なし
			48	新規漁業就業促進費	1	①原本の確認・管理方法	0	
			49	漁業近代化資金利子補給補助金	0		0	
			50	漁業経営改善支援資金利子補給補助金	0		0	
			51	長崎県沿岸漁業等振興資金利子補給補助金	0		0	
			52	漁業資金債務保証料補助金	0		0	
			53	野母崎三和漁協組織再編対策資金利子補給補助金	0		0	
			54	西彼南部漁業協同組合運営費補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	1	①成果指標の設定なし
			55	長崎県漁業無線協会運営費補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	1	①補助金交付の必要性
		56	漁業協同組合あり方検討推進費	0		1	①成果指標の設定なし	
	2 収益性の高い養殖業の振興	3 水産物の付加価値を高める水産加工業の振興	57	新水産業収益性向上・活性化支援	1	①補助金交付要綱の不存在	0	
			58	マガキ低コスト養殖・品質向上試験事業費	0		0	
		45	<再掲:C6-1-2> 水産技術試験研究費	-	-	-	-	
			3	<再掲:C7-1-1> 長崎県水産加工振興祭共催費負担金	0		0	

基本 施策	個別施策	取組方針	番号	事業名	指摘		意見		
					件数	理由	件数	理由	
C7 地元農水産物を活かして食関連産業を活性化します	C7-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります	1 地元農水産物の消費拡大の推進	60	<再掲:C7-2-2> 「長崎和牛・出島ばらいろ」ブランド強化費	0		0		
			61	<再掲:C7-2-2> 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費	0		1	①契約書に基づく履行状況の確認	
			62	旬の魚イベント拡大支援費	0		1	①成果指標の設定なし	
			63	<再掲:C7-2-1, C7-3-1> ながさきの「食」推進費	0		1	①事業目的との関連性	
			64	ながさき実り・恵みの感謝祭共催費負担金	0		1	①変動のない負担金額の検証	
			65	農村交流事業補助金	0		2	①記入漏れ ②恒常化した企画の検証	
			66	道の駅夕陽が丘そとめ運営費	0		2	①アンケート結果の検証, ②仕様書記載事項の検討	
			67	水産物首都圏展示商談会支援費	1	①補助金交付要綱の不存在	0		
			59	<再掲:C6-2-3> 長崎県水産加工振興祭共催費負担金	-		-		
			68	さかな祭開催費補助金	1	①補助金交付要綱の不存在	2	①成果指標の設定なし ②運営費等の定額交付	
	69	のもざき伊勢エビまつり共催費負担金	0		1	①負担金の定額交付			
	C7-2 長崎ならではの食材や食文化の魅力を発信します	1 長崎ならではの食材や食文化の情報発信	63	<再掲:C7-1-1, C7-3-1> ながさきの「食」推進費	-		-		
			61	<再掲:C7-1-1> 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費	-		-		
		2 重点品目の情報発信	60	<再掲:C7-1-1> 「長崎和牛・出島ばらいろ」ブランド強化費	-		-		
	C7-3 食育体験を推進し、食に対する意識の醸成を図ります	1 食育体験の推進	63	<再掲:C7-1-1, C7-2-1> ながさきの「食」推進費	-		-		
			70	グリーンツーリズム推進費	1	①消費税の取扱い	0		
						32 ←指摘(合計)	56 ←意見(合計)		

(3) 指摘及び意見の中でも、特に、各事業に重複して見受けられた点は、以下のとおりである。

ア 成果指標がない、定まっていない、不明確等々(「成果指標の設定について」【意見】: 18件)

行政の取組に対して評価を行うことは、計画を策定することと同様に重要かつ最優先の事項であり、長崎市においても、「長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)別表第1に規定する長崎市総合計画審議会」(長崎市政策評価実施要項第6条)を設置して、中立的・専門的観点から、評価結果や評価の手法、その他評価全般について意見照会をするなどして、市が行った政策評価の客観性及び信頼性の確保に努めているとしている。

他方で、監査の結果、評価の前提となる成果目標や成果指標が設定されていない、又は（所管課内で）統一されていない、成果指標等と実態が乖離しているなど散見される場所である。この点、長崎市の考えとしては、基本施策（C7等）・個別施策（C7-1等）については、それぞれに成果指標、目標値が定められていることから、それらを達成するための手段である個別事業についてはすべて独自の成果指標を設置しなければならないということにはしておらず、事業実施後に基本施策・個別施策と一体的に評価がなされるという流れとしている。各事業が、長崎市第四次総合計画・後期基本計画にいう、まちづくり方針、基本施策・個別施策及び取組方針に位置付けられている以上、大枠の成果指標、目標値を念頭に組み込むことが重要であることはいままでのまじない。他方、個別事業ごとに予算計上されており、各事業の集合により基本施策・個別施策、ひいてはまちづくり方針、後期基本計画へとつながるのであるから、大枠を意識してその成果目標や目標値を達成するために、小単位である個別事業ごとに何をなすべきかを意識しておくこともまた重要である。経済効率性を念頭に置きながら、有効性のある事業効果を追求していくためには、個別事業においても成果指標を設定することが望ましいといえる。

イ 補助金支出の透明化（「補助金交付要綱の整備について」【指摘】：21件）

平成30年度の各事業において補助金支出を伴う事業が多く見受けられる場所、支出の適正化を担保、検証する前提となる支出根拠要綱が定められてない事業が散見される場所である。

補助金とは、一般には特定の事業、研究等を育成、助長するために国又は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に限り、反対給付なくして支出（交付）するものであり、支出根拠となる法令である、地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められている。なお、補助金に類似する負担金とは、市が、法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等が行う特定の事業から特定の利益を受けることに対し、一定の金額を負担し支出するものである。

補助金は、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものであり、市民からの税金等を使って交付するゆえに、透明性の確保や説明責任が強く要求される場所である。それゆえ、基本的には以下のような考え方を前提として要綱を作成すべきである。なお、長崎市の

財政課では、平成30年度に補助金等の取扱いに係る長崎市としての統一的基準を示すべくガイドライン作成作業をすすめ、平成31年4月に、原則としてすべての補助金等について交付要綱を制定するとともに、補助金の目的や対象経費等が不明確なものについては改正を行うこと等を盛り込んだ、「長崎市補助金等交付に係るガイドライン」を策定している。

① 公益性の確認

公益性が客観的に認められるかどうかを、次のとおり検証・確認する。

- i 「交付要綱」等で補助金交付の目的が明文化されている。
- ii iの目的が具体的であり、市が関与して推進すべき事業であることが確認できる。
- iii 市の政策目的（総合計画等の記述内容や行政評価の方向性）と合致している。
- iv 市民ニーズに対応し、補助金交付の効果がある。
- v 受益者が特定の者に偏らず、市民の間に不公平が生じない。

② 適格性の確認

次のとおり、検証・確認する。

- i 市が事業を行う場合と比較し、経費面で有利であるか、専門性を活かせるか、などのメリットがあるか。
- ii 他の団体や個人等への再補助がないか、食糧費や慶弔費等が含まれていないか、過大な繰越金がないか、などの補助金の使途が適正か。
- iii 市職員が事務局を務めるなど、過度な行政支援がないか。
- iv 補助対象者の財務状況等から勘案して、補助金の必要性があるか、又は補助金の額が適当か。
- v 他の代替的手段がある場合は、その優劣を吟味して交付すべきか否か。

③ 事業費補助の原則

団体等の維持・存続を目的とする経費（人件費等）や施設運営費に関して補助する「運営費補助」は、人件費・事業費等が混在しており補助の目的が不明確になりがちであることから、原則として事業を実施するうえで必要となる経費に対して補助する「事業費補助」を原則とすべきである。

④ 補助対象経費の明確化

- i 対象経費は事業費に限定し、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助事業

の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、原則として補助対象経費とはしない。

ii 事業に直接結びつかない視察・宿泊を伴う研修費用は、原則として補助対象経費としない。

iii 設立後間もない団体は、組織力や運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助が必要となる場合があるが、その場合、補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ終期を設定し、段階的に補助金を減額する。

iv 他の団体・個人への再補助・負担金については、原則、対象経費としない。

⑤ 補助額の適正化

i 上乗せ補助

国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的な理由がない限り、国・県の交付要綱に定められた額を超える「上乗せ補助」は行わない。

ii 繰越金

補助対象者の決算において繰越金の額が補助額を超えている場合は、補助額を調整（減額）すること。

iii 少額補助

補助対象経費に占める補助金の割合が 10%未満の補助金は、原則、廃止すること。

iv 全額補助

事業費の全額を補助金で賄っている事業は、委託事業として実施することを検討するか、又は上限額を設定するか、もしくは補助率を2分の1以下まで引き下げること。

v 定額補助

補助基準があいまいであるため、補助対象を明確にすること。

⑥ 終了の検討（終期設定）

i 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は原則として「サンセット方式」として3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、見直しを検討する。

ii 国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて、原則、市の補助を終

了させる。

ウ 補助金交付に係る消費税仕入控除の取扱いについて（「補助金交付時の消費税の取扱いについて」【指摘】：8件）

事業費補助の補助金支出を伴う事業において、消費税仕入控除の取扱いが適切になされていない事業が散見されるところである。補助金交付に係る消費税仕入控除の取扱い見直しの経緯としては、会計検査院が長崎市に対して実施した平成27年度実地検査において、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により造成した基金を活用した実施事業において、仕入控除税額相当額の返還を求めるべきであるにもかかわらずこれを求めていなかったとの指摘を受けたことを契機として（不当支出金額241万円）、平成28年度には、財政課長名義で各所属長宛に、補助金の交付に係る事務取扱いの再確認、要綱の改正及び事業者等に報告を求める等の是正及び改善事項についての速やかな対応を求める通知がなされた（平成28年12月9日付財号外「補助金交付に係る消費税仕入控除の取扱いについて（通知）」）。

平成29年度には、財政課長名義で各所属長宛に、各所管の補助金交付に係る要綱改正等を求めるとともに、留意事項として、消費税仕入控除税額報告書の提出が必要となる補助金交付に係る要綱は平成29年度の補助金事業実施までに改正を行うことや、要綱で消費税仕入控除税額報告を義務付けた場合は消費税確定申告の有無に関わらず消費税仕入控除税額の報告が必要であることを踏まえ、全ての補助金交付対象者から報告を受けることなどを求める通知がなされた（平成29年4月13日付財号外「補助金交付に係る消費税仕入控除の取扱いについて（通知）」）。

上記通知を踏まえ、平成30年度は、全庁的にみれば、消費税仕入控除税額報告書の提出が必要となる補助金交付に係る要綱について、いずれも作成及び改正済みの年度と位置付けられる。なお、財政課では、同年度に補助金等の取扱いに係る長崎市としての統一的基準を示すべくガイドライン作成作業をすすめ、平成31年4月に、原則としてすべての補助金等について交付要綱を制定するとともに、補助金の目的や対象経費等が不明確なものについては改正を行うこと等を盛り込んだ、「長崎市補助金等交付に係るガイドライン」を策定している。このように、要綱で消費税仕入控除税額報告を義務付けた場合には消費税確定申告の有無に関わらず消費税仕入控除税額の報告が必要であり、平成30年度においては、補助金の交付にあたり補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当

額を長崎市に返還しなければならないこととなる。しかしながら、補助対象者に消費税仕入控除が生じる可能性があるにもかかわらず、いくつかの事業においては、平成30年度末時点において要綱が作成されておらず、また、要綱は作成されているものの、要綱に消費税に関する規定が記載されていない事業も見受けられる。かかる事業は、消費税仕入控除税額相当額の返還プロセスに関する業務が行われていないと思料されるところであり、補助金が納税者の負担によるものとするれば、補助対象者が消費税仕入控除税額相当額を返還する義務があるか等を適切に把握し、必要な場合は返還を求めるプロセスを構築することは必要といえ、過去に交付した補助金についても返還が必要な部分について把握し、返還を求めることも必要に応じて検討すべきである。

第4章 監査の結果【各論】

各事業における指摘及び意見に該当する事項は、以下のとおりである。各事業の番号は、報告書記載の番号であり、特段指摘及び意見に該当する事項のない事業の番号は省略している。また、上記「第3章 監査の結果【総論】3(3)」に該当する事項は、項目のみ記載する。

2. 長崎びわ産地活性化推進協議会負担金

(1) 成果指標の設定について【意見】

3. 長崎びわ産地振興対策事業費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 成果指標の設定について【意見】

(3) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

4. 農業振興施設整備事業費補助金（長崎びわ産地再生施設）

(1) 予算決算の乖離について【意見】

平成28年度より、予算額を約4,500万円へと大幅に増加している。平成28年度決算は予算に近い補助金交付があったものの、平成29年度、平成30年度はその予算額と決算額の差額の乖離が大きくなっている。これは平成28年の1年で簡易ハウスの設備需要が落ち着いたことと、平成30年度は雪の被害でほとんど実施できなかったことに起因し、やむを得ない事情ではあるものの、実態に見合った予算計上ができるよう努力することが望ましい。なお、平成31年度（令和元年度）は、びわ寒害対

策施設整備事業の終期が到来したため、当該事業での当該補助金予算は計上していない。

(2) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(3) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

7. 水仙栽培推進事業費補助金

(1) 予算決算の乖離について【意見】

本事業は平成 28 年度より毎年 600,000 円の予算を計上しているが、実際の決算額は最も金額的に多額な年度で 146,704 円と、その乖離が大きい状況にある。予算と決算の乖離の要因は、水仙栽培を拡大しようとする事業者の高齢化により、栽培拡大そのものが困難であることに起因する。この点、水仙栽培農家との連携により、実態に伴った予算計上を行うことが望ましい。また、交付実績の件数、金額ともに僅少であるため、当該補助金に対するニーズを再度確認する必要があると考える。なお、令和元年度予算から、事業主体からの計画を精査し、予算計上を行っている。(令和元年度 230,000 円、令和 2 年度 100,000 円)。

(2) 成果指標の設定について【意見】

(3) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

8. 長浦西瓜振興事業費補助金

(1) 補助金交付に対する検証【意見】

本補助金は長崎西彼農協琴海地区瓜類研究会へ毎年 2 度の補助金交付を行っている。そもそも予算をあまりとっていない関係もあるが、年間数十万円程度の補助金を交付することで、農業の改善につながるのか、適時な評価及び判断を行う事が望ましい。

(2) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

9. 農業振興計画推進費

(1) 成果指標の設定について【意見】

10. 経営所得安定対策推進費

(1) 成果指標の設定について【意見】

(2) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

12. 長崎びわ災害リスク管理支援費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

1 3. 農業振興施設整備事業補助金（担い手農家支援施設）

(1) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

1 4. 長崎市家畜診療協議会負担金

(1) 成果指標の設定について【意見】

1 5. 長崎市地産地消振興公社運営費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 研修対象者の検討等【意見】

人材育成事業として研修を受けた研修生のなかには、定年退職者が多く、研修後に本格的には農業に従事しない者もいるとのことであるが、本事業は新規就農者の育成を目的の一つとしていることから、主として若手の就農者を呼び込むような活動を行うべきである。現在も農地中間管理事業等による農地のあっせんが行われているが、若者に「何らかの形で農業に携わりたい」という意識付けを与えられるような、研修終了後の活動支援も検討すべきである。

(3) 地域内連携の創意工夫【意見】

地産地消に向けた事業活動の成果としては、単に地域で生産された農産物を地域で消費するというだけでは不十分であり、生産と消費を結び付けることによって、地域の者同士で互いに顔が見え、話ができる関係づくりをしていくことがより重要だと考える。交流会や談話会の実施など、本事業を通じて地域の者同士がコミュニケーションを図れるような工夫を検討すべきである。

(4) 補助金額に変動がない場合の検討【意見】

(一財)長崎市地産地消振興公社は長崎市の外郭団体であるところ、補助開始後10年以上を経過していることから、客観的に見て既得権化しているのではないかと批判もあり得るところである。当該団体の運営費が公金で賄われていることに鑑み、仮にそうした批判がなされた場合には市としては説明責任を果たすべき立場にあるので、一定の年数を経過するたびに、ゼロベースからの検討を行い、補助金の継続が必要な理由を検証すべきである。

(5) 適時適切な申請の履践【意見】

「みさき駅さんわ」では、レジが混雑することからレジの増設の要望を顧客から受けていたところ、平成21年度に直売所コーナーの室内が狭く、レジ機の増設ができないために、室外にレジ機が増設された。同増設に際し、テント及び簡易の屋根が設

置されたものの、建築確認申請は不要と誤解されて同申請がなされないままであった。これに対し、平成 29 年度になって、長崎市建築指導課に建築確認申請書の提出が必要か確認したところ、提出するように指示があり、同 30 年度に建築確認申請のうえ、屋根・壁付で基礎工事を行い、結果的に建築基準法に適合するようになったものではあるが、本来とるべき手続きのチェックを怠ったという批判を受けかねず、事故が生じた場合の責任を負う立場でもあるので、今後同じようなことが生じないように指導すべきである。

1 6. 栽培技術指導支援事業費

(1) 成果指標に関して【意見】

(2) 拠出金が課税対象にある可能性について【意見】

一般的に消費税込みの金額で補助金を交付する場合、その補助対象者が消費税申告対象者であり、かつ一定の条件を満たす場合は、消費税仕入控除税額相当額を長崎市に返還しなければならないこととなる。長崎市は本事業における拠出金は謝金であるため消費税の課税対象ではないと整理しているが、謝金の支払対象は登録された農業アドバイザーに対してであり、農業アドバイザーが反復的に営利を目的として指導している場合は謝金ではなく外注費として課税対象になる可能性があるため、この点慎重な判断が必要である。なお、本事業は平成 30 年度をもって廃止されており、将来に対しての影響はない。

1 7. 農業経営改善支援体制整備費

(1) 成果指標の設定について【意見】

(2) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

2 0. 農業金融対策事業

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

2 2. 長崎市農業振興会補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 対象経費の明確化等の見直しの必要性について【意見】

運営費補助として一定金額を一律に交付する定額補助方式が採用されており、その使途が不明確であって、客観的に見て補助金のばらまきではないかという批判もあり得るところである。平成 30 年度までは要綱が制定されておらず、旅費等を補助対象経費とする場合においては、その範囲や額について長崎市の旅費支払の基準に準じた

取扱いとすべきである。

(3) 暴排誓約書の取付け不備について【指摘】

補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの重要性は言うまでもなく、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 20 日 条例第 59 号）において、暴力団を給付金の交付の相手方から除外するため必要な措置を講ずるものとする（同 12 条）とともに、補助金等の交付にあたっては、長崎市補助金等交付規則において、暴力団等でないことを確認の上交付することとしている（同 2 条の 2 第 2 項）。確認方法については、平成 30 年度においては、支出先が①長崎市の外郭団体である場合、②法令上の根拠を有する公益的団体である場合及び③定款に暴力団等が構成員になり得ないことを規定している場合等についてはいずれもスクリーニングされているとして確認不要とし、その余については、県警への照会又は暴力団等の排除に関する誓約書（以下、「暴排誓約書」という。）の提出により確認するものとしている。なお、当該年度において、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれを採用すべきか、また、暴排誓約書の定型書式等についてはいずれも全庁的に示されておらず、所管課ごとの対応に委ねられていた。本事業においては、「長崎市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり、暴力団関係者の恐れがない」として、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり、公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう、細心のチェックは実施すべきである。なお、平成 31 年 4 月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では、反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており、これに基づき令和元年度以降は励行されるべきである（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）。

2.3. 長崎市認定農業者連絡協議会補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 役員手当に関する規定や金額に関する基準の策定【意見】

会長、副会長、監事、支部長に対して役員手当が支給されており、支出された金額は一般的に相当なものと言えるが、支出の根拠となる規定がないため、役員手当に関する規定や金額に関する基準を策定しておくことが望ましい。

(3) 暴排誓約書の取付け不備について【指摘】

補助金の交付対象者が暴力団等反社会的勢力でないことの確認方法につき、「長崎

市農林振興課が事務局として一切の運営を行っている団体であり、暴力団関係者の恐れがない」として、県警への照会又は暴排誓約書の提出のいずれも実施していなかった。暴力団等反社会的勢力の撲滅は市民生活の安全・安心確保を図るための悲願であり、公金がかかる団体や構成員に支出されることのないよう、細心のチェックは実施すべきである。なお、平成31年4月付「長崎市補助金等交付にかかるガイドライン」では、反社確認の要領及び暴排誓約書の統一書式が示されており、これに基づき令和元年度以降は励行されるべきである（なお、令和元年度においては暴排誓約書の取付けを実施している。）。

2 4. 農業振興施設整備事業費補助金（農業新規参入促進施設）

(1) 報告書への記載不足について【意見】

補助対象者ごとの記録資料を確認したところ、添付されている同報告書の記載において、事業の成果欄の記載が少なく、簡易すぎるものも見受けられた。本事業の申し込みの際、同申込書の記載事項として、「本事業活用の目的及び今後の農業経営の展開」を記載することとされており、当該記載欄を具体的に記載させるとともに、同記載に対する結果の検証として、報告書の内容も十分な記載を求めるべきである。

(2) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

2 6. 環境保全型農業推進費

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

(3) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

2 7. 有害鳥獣対策費

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 担い手確保に向けた取組みについて【意見】

平成28年度から猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通した捕獲へ体制を強化されているが、より一層計画的な捕獲に向けて、担い手の確保に繋がるように取り組まれることが望まれる。なお、若手の担い手確保については、

平成 29 年度から年間捕獲頭数を 4,850 頭と設定し、計画的な捕獲を行っており、今後は年度ごとに目標人数を設定して、達成状況を把握するための目標値を設定していくべきである。

(3) 捕獲後の鳥獣の活用について【意見】

イノシシの捕獲後の活用を図るため、市内 2 ヶ所に食肉処理加工施設が設置されており、有害鳥獣捕獲の推進と狩猟者の捕獲意欲の高揚が図られているところ、自主的な狩猟の活性化につながるように、さらなるインセンティブのある活用方法等を考案することも課題として考えられる。

(4) 生活環境被害防止に向けた成果指標の検討について【意見】

昨今、農作物被害だけでなく、生活環境被害も増加しているとのことであるが、成果指標に生活環境被害を防止するための指数が設けられていないため、生活環境被害防止に向けた成果指標を検討すべきである。この点は森林緩衝帯整備費とも関連すると思われるので、問題意識を共有して取り組むべきである。

(5) 違法捕獲防止に向けた情報発信について【意見】

有害鳥獣の捕獲も重要であるが、違法捕獲を防止するため、鳥獣保護法の理解が十分ではない一般市民に情報発信することも重要である。市のホームページや広報紙等を利用するなどして、一般市民への情報発信を広げることも検討すべきである。

2 9. 中山間地域等振興推進費

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 活動違反発覚時の対応について【意見】

集落協定において、協定対象の集落によって本事業の趣旨に沿った活動がなされない場合の対応が明記されていない。仮に活動がなされない場合や市への報告に虚偽があることが判明した場合には、同協定対象の集落に対して返金を求める場合があることも想定すべきであり、集落協定にあらかじめ対応の仕方を明記しておくべきである。

(3) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

3 0. 多面的機能推進費

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 交付主体が市であることを自覚【意見】

本事業は、国・県の財源を活用して交付する補助金であるところ、その交付決定については、あくまでも交付主体である市が責任を負うべきものであるから、国・県との協調事業であることのみをもって、安易に交付決定を行うことがないように留意すべきである。

3 2. 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全

(1) 成果指標の設定について【意見】

(2) 所管課の記載について【意見】

第四次総合計画実施計画上の記載では水産振興課が所管課とされており、当課において機能保全計画書の作成等を実施するとともに、国庫補助事業や県の間接補助事業の補助手続きを行っている。もっとも、実際に工事を施工する担当課は異なっており、担当課において実質的な事業計画を組み立てることができるため、所管課の記載について検討の余地があると考えられる。

3 5. 農山漁村地域整備交付金事業費（海岸堤防等老朽化対策）

(1) 不正確な記載事項【意見】

長寿命化計画策定に関する業務委託報告書を確認したところ、業務請負業者の業務実施方針に関して、実際には、平成30年5月策定の国の「海岸保全施設維持管理マニュアル」に準拠しているものの、平成26年3月策定のものに準拠しているという記載であった。点検項目の相違等、報告書の内容事項に関わる事項であり、可能な限り、報告書の受領時に精査して確認、訂正を求めるべきである。

3 7. 水産センター施設整備事業費 水産センター（牧島）

(1) 生産効率を考慮した修繕の必要性の検討【意見】

長崎市水産センター（牧島）及び長崎市水産センター高島事業所の施設はいずれも老朽化しており、生産性と安全性の向上を図るためには、適時適切に修繕等を行う必要がある。現状、修繕等が必要なものは複数あるが、予算も限られるため、予算も考慮しながら、優先順位の高いものから施設の整備が行われているとのことである。「44 高島水産種苗生産費」で記載のとおり、施設の老朽化が生産効率低下の原因の一つとなっていることも考慮し、今後の施設運営を検討する必要があると考える。

3 9. 沿岸漁場藻場環境調査費

(1) 成果指標の設定について【意見】

(2) 事業委託業者の選定方法について【意見】

漁場環境調査業務の実施にあたり、平成31年2月27日が決裁日かつ3者への見積り依頼日、同年3月5日が契約日であったことを受け、特定の3者を見積り業者として選定した理由について聴取した。その結果、支出予定額が50万円であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び長崎市契約規則第21条第6号の規定に基づき、随意契約を締結したこと、及び、長崎市業務委託基準に基づき、3者から見積書を徴取したとの回答を得た。この点については、法令上の根拠に基づくものであり、特に問題は見受けられなかった。また、3者の選定基準として、潜水調査により生物の生息状況を調査、分析を行うという特殊な業務であることから、当該業務又は類似する業務の履行実績がある業者を選定したとの回答であり、合理的な理由といえる。

他方、見積額につき、実際の事業委託業者以外の2者が予算額を大きく上回るなか、事業委託業者は予算とほぼ同額で見積もりを提出し、かつ、過去5年連続で受託していた。前年度に契約した業者から参考見積書を徴取の上支出予定額を決めていること、支出予定額は非公表であり見積書を提出した業者のうち最も安価の見積書を提出した業者と契約していることが理由との回答を得たが、5年連続かつほぼ同額で同一業者が受注していることから、特殊な業務であるのは前提としつつも、競争性の確保の観点から業務を履行可能な業者の把握に努め、前年度業務を受託した業者以外の見積り依頼業者を毎年異なる業者に変更するなどを含め、業務発注の経緯に疑義が生じない事務処理について検討すべきである。

(3) 事業実施内容について【意見】

本事業については一定調査が完了したことから、平成30年度をもって事業を廃止しているとのことであった。本事業の問題点として、現在の事業規模では調査可能な面積が限られており広域的な調査には長期的な実施が必要であること、有用生物の定着が見られない漁場は引き続き経過観察するとともに藻場回復の取組や種苗放流など資源増大に努める必要があるとされるが、例年同様の意見が付されているところであり、より効果的な調査の実施を検討すべきである。

4 0. 水産種苗放流等事業費負担金・補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 成果指標の設定について【意見】

4 1. 悪質密漁監視事業費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

4 2. 海底浄化推進事業費負担金・補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 成果指標の設定について【意見】

4 4. 高島水産種苗生産費

(1) 成果指標の設定について【意見】

(2) 生産達成率について【意見】

平成 30 年度だけでなく、少なくとも資料を確認した過去 5 年間は生産達成率が低い水準となっている。水産農林部手持ち資料を過去 5 年分確認したところ、原因として、毎年、施設の老朽化、稚魚期の疾病が挙げられていた。支出-売払収入=一般財源というように、不足分を長崎市が一般財源で負担するという構造のため、安定した生産・販売が出来なければ、その分長崎市の負担が増えることになる。言い換えると、受託業者である(株)長崎高島水産センターは、生産計画目標を達成できないとしても、その収支に変動が生じることはない。

また、生産計画は、販売先からのニーズをもとに策定されたものであるため、計画通りに生産出来ないことで、販売先である栽培漁業推進協議会などが、計画通りの数量を確保するために他の種苗生産機関からの種苗の調達に苦慮する等影響を与えることとなる。

平成 30 年度には約 3,300 万円の長崎市の一般財源が使われており、他の事業と比較しても、当該事業は多額の事業費が用いられているものであり、十分な検討が必要な事業であるといえる。

生産達成率が低い原因の検証を十分に行うとともに、実施した対応策については、その効果の検証を継続的に実施して頂きたい。

(3) (株)長崎高島水産センターとの契約内容について【意見】

(株)長崎高島水産センターと長崎市は、毎年、年度の初めに「水産種苗等生産・販売業務委託契約書」を交わしており、当該契約書に、生産予定数量と委託料の金額を明記している。生産計画どおりに生産が出来なかった場合でも、契約書通りの金額が支払われているためその法的性質を確認したところ、契約書記載の生産計画数量の

成果物の完成と引渡しを約した請負契約の性格を有するものではなく、準委任契約との認識をもって双方で契約締結しているとのことであった。準委任契約の場合、受託者は委託業務につき善管注意義務（準委任の本旨に従って善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務）を負うため、委託者である長崎市は委託業務の生産予定数が達成されていないのであれば、その原因及び当該義務が果たされているかどうかの確認は必ず行うべきである。仮に、善管注意義務を果たしていない場合は、受託者に対し、債務不履行として損害賠償請求が必要な可能性もあることも考慮し、義務の履行状況・注意義務違反の有無について、受託者からの説明を必ず求めるようにして頂きたい。

（4）水産センター高島事業所での種苗生産の必要性について【意見】

（株）長崎高島水産センターに対して、水産センター（牧島）での業務の一部委託（ヒラメ、トラフグ、シマアジの3魚種）及び水産センター高島事業所でのすべての魚種の生産委託（ヒラメ、カサゴ）を行っている。

ヒラメについては水産センター（牧島）、高島事業所いずれでも生産を行っているが、高島事業所では水産センター（牧島）と比較して毎年生産達成率が著しく低い。また、カサゴについては、生産が容易な魚種であることを考えると、高島事業所において種苗生産を行う意義、ひいては事業所の存在価値が、開設時当時からすると薄れているのではないかと思われる。

生産達成率が低い原因の一つとして、高島事業所の施設老朽化が毎年のようにあげられているが、高島事業所の施設は今後さらに老朽化し、修繕費用が必要になってくることが予想されるため、生産効率や安全性の確保のためにも、水産センター（牧島）との統合なども視野に入れて事業計画を考える必要がある。

4.6. 長崎魚市場協会負担金

（1）変動のない負担金額の検証について【意見】

過去5年間の間で市の負担金額は一定のままである。一旦交付されると既得権化してしまい、打ち切りの判断が難しく、結果としてその交付が長期にわたることがあるため、漫然と同じ負担が継続することが無いように、その必要性及び効果の定期的な検討の仕組みが必要であると考えます。

4.7. 離島漁業再生支援交付金事業費

（1）成果指標の設定について【意見】

4 8. 新規漁業就業促進費

(1) 原本の確認・管理方法について【指摘】

長崎市が管理する原簿（領収書の写し）に手書きの追記がなされていたが、領収書原本に記載されていない事項の追記であり、原本と管理書類が整合せず管理方法として不適切である。また、手書きの追記は、担当課において実施したものではないとの回答であり、事業実施者が写しの提出時に写しそのものに追記したとすれば、原本に追記したものを写しとして提出させるべきであり、原本確認方法としても不適切である。保管方法、原本確認方法につき検討すべきである。

5 4. 西彼南部漁業協同組合運営費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 成果指標の設定について【意見】

5 5. 長崎県漁業無線協会運営費補助金

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

(2) 補助金交付の必要性【意見】

(一社)長崎県漁業無線協会には水産庁の漁船安全情報伝達迅速化事業補助金として約 3,000 万円が交付され固定資産（通信機器）の購入に充てられている。他方、本事業の補助金の趣旨は、協会全体の運営事業に対する支援としての位置づけであることから、上記水産庁からの補助金との重複の可能性、補助金の性質につき監査をしたが補助金等交付申請に際して添付すべき平成 29 年度収支決算書及び平成 30 年度収支予算書上からは水産庁の補助金にかかる記載はない。適切な補助金の交付のためにも設備投資の現況につき同協会から事実聴取等を行うことも検討すべきであったと考えられる。また、昭和 55 年度からこれまで運営費補助金を毎年交付しているところ、平成 28 年度以降、同協会の収支は黒字であること、補助金の規模は縮小してはいるものの内部留保の金額が補助金額を超える額となっていること、用途を明確にしない運営費補助の性質等に鑑みれば、本事業の補助金の目的は達成されたとみられ、今後の補助金の支出については見直すべきである。なお、平成 28 年度から平成 30 年度にかけ 3 期連続で収支決算が黒字となった現状から財政状態が健全であり運営費補助金がなくても運営が可能と判断できるとし、令和元年度以降、本事業の補助金を廃止しているとのことである。

5 6. 漁業協同組合あり方検討推進費

(1) 成果指標の設定について【意見】

5 7. 新水産業収益性向上・活性化支援

(1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

6 1. 「長崎のおさかな」PR・おもてなし事業費

(1) 契約書に基づく履行状況の確認【意見】

旬の魚でおもてなし事業のうち、プロモーション動画を制作・放映の委託事業に関して、業務委託契約書においては、本事業の受託業者が第三者に業務を再委託する場合には、長崎市の事前承諾が必要となっている（委託契約書第4条2項）。なお、当該契約書の作成は長崎市で行ったものである。長崎市は、本契約において羽田空港の放映媒体を使用することを仕様書により指定しており、受託者がその放映媒体を申し込むことをも委託内容に含むという考えから、第三者への再委託になるとの認識はなかった。なお、放映業務が第三者への再委託とならないことは契約書上、特段明記されていない。長崎市の上記考えに関しては一定の理解はするものの、本契約の放映業務は法的に第三者への再委託契約に該当することから、長崎市としては契約書に基づき事前承諾を行った方がより適切な処理であった。加えて、放映業務の再委託を受けた第三者である業者は、業務報告書を「長崎市御中」と記載しており、契約当事者を正確に認識できていなかった可能性がある。所定の手続が履行されなければ、契約の法的状況の認識の齟齬・不備等が生じるおそれがあるため、締結した契約書の記載内容については確実に履行がなされるように確認すべきである。

6 2. 旬の魚イベント拡大支援費

(1) 成果指標の設定について【意見】

6 3. ながさきの「食」推進費

(1) 事業目的との関連性について【意見】

食育推進する団体との間での打合せや協議内容等を資料上で明確に確認することができず、事業ごとの目的や目的達成に向けた事業内容に曖昧な面が見受けられる。適切な成果の検証を行う上でも、事業ごとの目的や目的達成に向けた事業内容を明確にすべきといえる。

6 4. ながさき実り・恵みの感謝祭共催費負担金

(1) 変動のない負担金額の検証について【意見】

過去5年間の間で開催スタイルの変更に伴い実績上の数値も変動しているにもかかわらず、市の負担金額は一定のままである。一旦交付されると既得権化してしまい、打ち切りの判断が難しく、結果としてその支給が長期にわたることがあるため、漫然と同じ負担が継続することが無いように、その必要性及び効果の定期的な検討の仕組みが必要であるとする。

6.5. 農村交流事業補助金

(1) 記入漏れ【意見】

平成30年12月6日付け起案「長崎市農村交流事業助成金の交付について（伺）」に、事業主体から提出された書類の名称を記載する項目があるが、その他関係書類の中に、前年度決算書の記入漏れがあった。添付書類には前年度決算書が綴られていたので問題はないが、提出書類の徴取漏れを防止するため、書面記載上のチェックを徹底すべきである。

(2) 恒常化した企画の検証【意見】

事業主体ごとの参加者数にバラつきが見られるところであり、事業内容の工夫や開催時期・日時等、恒常化した企画の検証は引き続きなされるべきである。

6.6. 道の駅夕陽が丘そとめ運営費

(1) アンケート結果を踏まえた検証【意見】

利用者に対するアンケートは実施されているが、その結果を踏まえた検証が十分に行われていない。地元生産者や関係機関との協議の際、同アンケートの結果を踏まえた議論・検証を行うべきである。

(2) 仕様書記載事項の検討【意見】

「長崎市道の駅夕陽が丘そとめ指定管理者業務仕様書」第10条(2)には、「指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。」と規定されている。同ただし書きに関し、市のみに帰責事由がある場合は格別、双方に帰責事由がある場合に指定管理者が免責されるかのような規定には疑問がある。同仕様書において指定管理者にも保険加入を求めていることから、双方に帰責事由がある事案が生じた場合には双方の責任割合に応じた賠償責任を果たすべきであり、「双方の責めに帰すべき事由による場合は」との規定部分は削除すべきである。

67. 水産物首都圏展示商談会支援費

- (1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】

68. さかな祭開催費補助金

- (1) 補助金交付要綱の整備について【指摘】
- (2) 成果指標の設定について【意見】
- (3) 運営費等の定額交付について【意見】

過去5年の補助金額は、同一金額の交付となっている。加えて、本事業の主体である（一社）長崎魚市場協会に対して、長崎市が会員として毎年会費70万円を支出している。いずれの支出も長期にわたり一定額を継続して支出しているものであり、交付額の見直しの期間を明確にして、一律とするのではなく事業目的・効果に見合う運営費として適切であるかを検討すべきである。

69. のもぎき伊勢エビまつり共催費負担金

- (1) 負担金の定額交付について【意見】

過去5年の負担金額は、毎年同一金額となっている。特段、成果指標も設定されていない中、事業目的や効果に見合う負担金額の設定となっているか検証すべきである。

70. グリーンツーリズム推進費

- (1) 補助金交付時の消費税の取り扱いについて【指摘】

以 上

